

平成27年度 東京都立紅葉川高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

平成27年10月1日改訂

校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめはいつでもどこでもどの生徒にも起こりうる問題であり、重大な人権侵害である。
- (2) 紅葉川高等学校の生徒及び教職員は、全員が「いじめは許さない」と強く認識している。
- (3) 紅葉川高等学校でいじめが発生することのない様に、全員が日常の言動に対する感性を磨き、相互に注意喚起し合い、支え合って学校生活を営む。
- (4) もし、いじめが発生した時には、いたずらに隠すことなく迅速かつ冷静に事実即して関係機関と連携して対応する。

2 学校及び教職員の責務

本校の教職員は、いじめ防止対策推進法第八条および東京都いじめ防止対策推進条例第七条に則り、関係各所との連携を図りつついじめの防止とその早期発見、また適切かつ迅速に対処する責務を有する。

参考：

いじめ防止対策推進法 第八条「学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。」

東京都いじめ防止対策推進条例 第七条「学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。」

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

本校に於いていじめを防止し、また早期に発見対処するとともに、重大事態が発生した場合はその対応の中枢を担う。

イ 所掌事項

- いじめ防止対策の検討立案と周知
- いじめ発生時の対応
- 生徒への指導および教職員への研修の計画と実施
- 保護者、地域を始めとする関係機関との連携

ウ 会議

週1回の企画調整会議を活用する。必要に応じ、随時召集できる。

エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、各分掌主任、各学年主任、スクールカウンセラー、および校長が任命する人

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

本校に於けるいじめについて、その防止と発生時の対応について学校いじめ対策委員会と連携する。

イ 所掌事項

- いじめ防止対策への助言
- いじめ発生の対応への助言
- 生徒への指導、教職員への研修に対する協力
- 保護者、地域への対応

ウ 会議

定例の学校運営連絡協議会を活用し、必要に応じ随時召集する。

エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、PTA会長、近隣地域小中学校長、地域町会長、所轄警察関係者等

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア すべて本校の教職員は、日常の生徒の観察を欠かさず、生徒の話をよく聞き、カウンセリングマインドを保って指導に当たるとともに、保護者や地域とよく連携する。
- イ HR活動や部活動などの日常の指導に於いて、担任及び顧問教諭から「いじめはあってはならないことである」ということを生徒に伝え、継続的な働きかけを行う。

- ウ HR 担任及び部活動顧問は、活動中の生徒の様子に配慮し、些細なことであっても気が付いたことは記録し、学年会や複数の顧問間で情報を共有する。
- エ 授業担当教諭は授業中の生徒の様子に配慮を欠かさず、上記と同様に情報の共有を励行する。経験年数に関わらず全教員が絶えず授業について研鑽し、生徒理解と統率力を発揮できるようにする。
- オ 年3回、生徒に学校生活についてのアンケートを実施する。

(2) 早期発見のための取組

- ア HR 担任は、年間行事予定に沿って年2回の面談週間に生徒個人または保護者も含めた三者面談を実施し、個々の生徒の学習、進路希望、家庭環境等の状況を把握する。
- イ 生活指導部は、学年担任と連携して学校生活についてのアンケートを実施するだけでなく、その結果集計の学校全体へのフィードバックを行い、個別対応が必要な事案への聞き取り調査等を早急に実施する。
- ウ スクールカウンセラーは、毎年度1学期中に新入学生との全員面接を実施し、高校生活へのミスマッチを防ぐ。面接時の情報については、守秘義務に配慮しつつ、関係する教職員との連携を図る。養護教諭は、スクールカウンセラーとよく連携するとともに、学年担任や教科担当教諭とも密接に情報交換を行う。
- エ 教員は、朝昼の校門当番等の機会を活用し、また、職員室と教室との移動の際にも生徒や校内施設の変化をよく観察する。変化や気になることは管理職に報告する。
- オ 保護者からの連絡に対しては誠実に対応し、生徒の変化について心配されることを相互に相談し合える信頼関係を構築する。

(3) 早期対応のための取組

- ア 教職員は、いじめの兆候を把握したら、すぐに管理職に報告する。管理職は関係者に対応を指示し、事実経過の正確な把握に努めるとともに、校長の判断で学校経営支援センターへの報告を行う。
- イ 生活指導部、学年は、生徒・教員など関係者から迅速に聞き取りを行い、正確な情報を把握する。その情報に基づき、対応の方針を早急に立案決定し、実行する。
- ウ 被害生徒については、その安全と生命の確保を最優先とし、別室登校、自宅待機

などの適切な対応を行う。

- エ 加害生徒については、その事案の内容、程度に応じ、厳重な指導を実施する。特別指導の範疇を超えると判断される場合は、警察への通報や処分も含めて検討し、対応する。
- オ いじめ発見に関与した生徒の安全確保に留意し、関係する生徒全体への指導も実施する。

(4) 重大事態への対処

- ア 被害生徒が安全に学校へ復帰することを最優先に考え、本人・保護者の意向を踏まえて適切に対応する。欠席が長期化するような場合は、環境を変えることも含め、将来への影響が拡大しないように丁寧な進路指導を行う。
- イ スクールカウンセラーは、被害生徒の継続的対応を行うだけでなく、指導実施後の加害生徒に対しても必要に応じて面談等を実施し、社会生活への適応を支援する。
- ウ 教職員は、加害生徒に対し学校生活の継続的観察を行うとともに、定期的に日誌のやり取りをするなど、事件発生時の一時的な指導に終わらないように留意する。
- エ 校内に不要な憶測等が拡大しないように、集会の設定や放送の利用、文書の発行などの方法を工夫し、事実経過に基づいた情報を含め、講話や説諭などを行う。
- オ 学校はいじめ発生の事実を故意に隠すことなく、学校経営支援センターとも連携しながら保護者会や学校運営連絡協議会等の機会に、保護者や地域に情報提供を行う。

5 教職員研修計画

- (1) 管理職等を講師とし、いじめ防止と早期発見・対応、重大事態への対応について、校内研修を行う。
- (2) スクールカウンセラーを講師とし、カウンセリングマインドや傾聴、教職員との連携について校内研修を行う。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 保護者会を始め、PTA活動の場でも学校の状況をこまめに説明し、保護者と情報を共有する。
- (2) 校長による「紅葉川だより」の発行、スクールカウンセラーからの通信の発行など

を通じ、保護者への啓発を行うとともに、学校への相談利用を促す。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 地域行事に学校関係者が参加するなど、開かれた学校をアピールし、苦情も含め情報がタイムリーに寄せられる態勢を作る。
- (2) 学校運営連絡協議会委員に所轄警察関係者等を任命して関係を強化するとともに、セーフティ教室や薬物乱用防止教室などの学校行事で、風通しのよい連携関係を構築する。
- (3) 警察や児童相談所とは、大事に至る前から連携できるように担当者同士の名刺交換を行う等、気になる点を電話で相互に情報提供したり問い合わせたりできる関係を作る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 年度末に実施する学校評価アンケートの評価項目に、本校のいじめ対応について設定し、生徒、教職員、保護者、外部委員からの評価を得る。
- (2) 学校評価実施後の結果を受けて、次年度の基本方針改善の方策を検討する。
- (3) いじめ問題への基本的な考え方に立ち返り、本校での様々な指導に対するPDCAサイクルを確立する。

附記：平成27年4月1日版について、4（1）オのアンケート実施回数を改訂し、平成27年10月1日改訂版とする。